

三位一体の改革に関する意見書

本年6月の政府の経済財政諮問会議において、国庫補助負担金の廃止・縮小、地方交付税の改革、国から地方への税源移譲を同時に行う、いわゆる「三位一体の改革」が決定されました。

これは、現在、国と地方の租税収入の配分がおおむね6対4であるのに対し、最終支出が4対6と大きく乖離している状況を踏まえ、国の地方に対する関与の縮減と、国と地方の税源配分を見直すことで、地方の歳入、歳出両面にわたる自治を高めようとするものであります。

特別区は、「基礎的な地方公共団体」として、これまでも、日本の首都東京の大都市行政の重要な一翼を担い、大都市特有の膨大な行政需要に的確に対応してきました。

しかしながら、特別区においては、地方交付税法第21条の、いわゆる都区合算規定により、地方交付税制度の各特別区への個別適用がなされていないこと、地方自治法第282条の規定による都と特別区相互間の財政調整制度が設けられていることなど、一般の市とは異なる特例的な制度の下にあります。

このため、国庫補助負担金の廃止、縮小による財源が交付税算入されても、都区総体として交付税不交付となれば、個々の特別区の財政状況にかかわらず、財源保障は全くなされないこととなります。

さらに、国庫補助負担金の廃止、縮小にともなう税源移譲が十分になされない場合は、都区財政調整制度により、市税である調整3税をもって、各特別区の財源調整を行うことにもなりかねません。

したがって、国庫補助負担金の廃止、縮減にあたっては、地方自治体の自主性・自律性を高める観点から積極的に進めていくことを国に要望していくとともに、地方分権の基本理念と特別区制度特有の事情を踏まえ、現行、都区財政調整制度の見直しを含め、特別区への財政負担の転嫁とならないよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出します。

平成15年12月24日

千代田区議会議長

東京都知事 宛